# 有珠山の噴火警戒レベルの運用が変わりました

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等が「とるべき防災対応」を５段階で区分した指標で、噴火警報・噴火予報に付して発表します。

有珠山では、噴火警戒レベルの運用を3月9日に変更しました。

## 噴火警戒レベルの運用イメージ

火山活動が高まっていく段階では、住民や観光客をより早く避難させるため、レベル3を運用せずレベル4に引き上げます。

（火山活動の低下時は、レベル4を運用せず「レベル5→レベル3→レベル2→レベル1」のように引き下げます。）

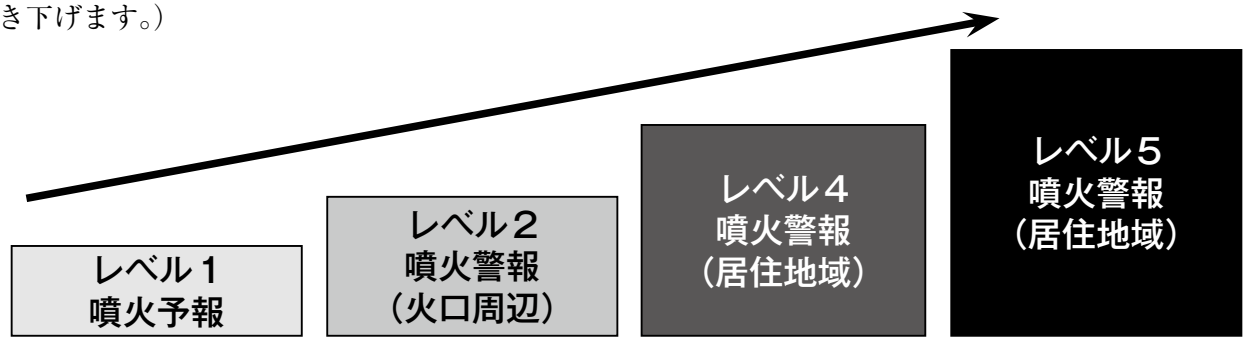


**【噴火警戒レベルの概要】**

| レベル | 防災機関や住民等がとるべき防災対応 |
|---|---|
| 5 | 危険な居住地域から避難 |
| 4 | ・要配慮者等は避難<br>・住民は避難準備<br>**→何度もゆれを感じた場合は早めに避難** |
| 3 | ・入山規制 |
| 2 | ・山頂など避難に時間を要する地域への立入規制<br>・要配慮者等は避難準備<br>**→ゆれを感じた場合は早めに避難**<br>**・住民はゆれを感じたら避難準備** |
| 1 | 火口等への立入規制<br>（活火山であることに留意） |

**【豊浦町の場合】**

**豊浦町は、**有珠山が噴火しても**避難の必要はありませんが、火山に近づかないなど十分な注意が必要となります。**

※今回の運用変更に合わせて、有珠山の噴火警戒レベルの引き上げや引き下げを判定するための基準（判定基準）を気象庁ホームページで公表しました。

**【噴火警戒レベルのリーフレット】**

https：//www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikailevel.html

**【噴火警戒レベルの判定基準】**

https：//www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikailevelkijunn.html

問　室蘭地方気象台　☎0143-22-4249
地方創生推進室 交通防災係 ☎83-1417